



国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険証を更新します

どなたに？・・・安中市の国民健康保険に加入している人
どうやって？・・・世帯主あてに郵送
いつごろ？・・・7月下旬

○世帯員全員分を同封して郵送します。

○保険証が届いたら、すぐに内容を確認してください。

○内容に誤りがある場合は、下記までお問い合わせください。

○保険証の有効期限は、生年月日により下表のとおりです。(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)

生 年 月 日	有 効 期 限
昭和23年8月2日 ～昭和24年7月31日	75歳の誕生日の前日 ※1
昭和24年8月1日 ～昭和28年8月1日	令和5年7月31日
昭和28年8月2日 ～昭和29年7月31日	70歳の誕生日が1日の人・・・誕生日の前日 70歳の誕生日が2日～月末の人・・・誕生日の月末 ※2
昭和29年8月1日以降	令和5年7月31日

※1 75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に加入となります

※2 有効期限の翌日から保険証が「保険証兼高齢受給者証」に切り替えとなりますので、有効期限に合わせて別途郵送します

■簡易書留郵便での送付■

希望者には簡易書留で送付しますので、次の期間中に届出をお願いします。

期 7月3日(月)～7月7日(金) 午前8時30分～午後5時15分

場 困国保年金課国保係・困住民福祉課税務保険係
持 保険証

■保険証と高齢受給者証の一体化について■

これまでは、70歳から74歳までの人が医療機関を受診する際「保険証」と負担割合の記載された「高齢受給者証」の2枚を提示する必要がありましたが、令和4年の更新から「保険証(兼高齢受給者証)」に自己負担割合(2割・3割)が記載され、1枚で受診できるようになっています。

自己負担割合は令和4年の所得などにより変わる場合があります。

■期限が切れた保険証について■

期限が切れた保険証は、市に返却または、ご自身で破棄してください。

■国民健康保険税をきちんと納めましょう■

- ・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。
- ・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割から8割)を受けることになります。
- ・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。

問 困国保年金課国保係(☎内線1113)

困住民福祉課税務保険係(☎内線2160)